

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成23年5月26日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年4月4日	北区	上賀茂松本町	2	—	—	平成23年4月4日
		上賀茂榊田町	1	—	—	
	左京区	岩倉忠在地町	—	—	5	
平成23年4月5日	中京区	壬生花井町	1	—	—	平成23年4月5日
		金屋町	1	—	—	
平成23年4月6日	北区	鷹峯上ノ町	2	—	—	平成23年4月6日
平成23年4月8日	左京区	田中里ノ内町	3	—	—	平成23年4月8日
		南区	東九条南石田町	1	—	
	唐橋川久保町		2	—	—	
	伏見区	日野西風呂町	—	—	2	
		石田大山町	1	—	—	
		石田森東町	—	—	1	
平成23年4月12日	上京区	豎門前町	—	—	1	平成23年4月12日
平成23年4月13日	山科区	西野櫃川町	4	—	—	平成23年4月13日
	伏見区	小栗栖南後藤町	—	—	2	
平成23年4月14日	上京区	元四丁目	1	—	—	平成23年4月14日
		小川町	1	—	—	
平成23年4月15日	伏見区	竹田久保町	4	—	—	平成23年4月15日
		深草西浦町二丁目	3	—	—	
		深草西浦町四丁目	1	—	—	
		深草川久保町	6	—	—	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年4月19日	上京区	大上之町	1	—	—	平成23年4月19日
		下横町	2	—	—	
	中京区	西ノ京大炊御門町	4	—	—	
		西ノ京御輿岡町	1	—	—	
		西ノ京藤ノ木町	1	—	—	
		西ノ京笠殿町	13	—	—	
		西ノ京冷泉町	2	—	—	
		西ノ京南両町	1	—	—	
	右京区	花園寺ノ内町	2	—	—	
平成23年4月20日	左京区	田中春菜町	2	—	—	平成23年4月20日
	右京区	太秦桂ヶ原町	2	—	—	
		太秦面影町	7	—	—	
		太秦帷子ヶ辻町	—	—	1	
		太秦乾町	2	—	—	
		太秦開日町	12	—	—	
		嵯峨甲塚町	33	—	—	
		鳴滝音戸山町	8	—	—	
平成23年4月22日	北区	紫野東藤ノ森町	2	—	—	平成23年4月22日
		紫野東舟岡町	—	—	1	
	上京区	芝大宮町	2	—	—	
		前之町	3	—	—	
		下丸屋町	6	—	—	
		下横町	1	—	—	
	中京区	西ノ京銅駝町	9	—	—	
	右京区	山ノ内御堂殿町	1	—	—	
平成23年4月26日	右京区	西院安塚町	29	—	—	平成23年4月26日
		西院月双町	3	—	—	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年4月26日	右京区	西院四条畑町	—	—	1	平成23年4月26日
平成23年4月27日	伏見区	深草中ノ島町	—	—	3	平成23年4月27日
		深草大亀谷大山町	2	—	—	
		深草稻荷中之町	3	—	—	
		京町北七丁目	5	—	—	
		車町	2	—	—	
平成23年4月28日	左京区	田中門前町	2	—	—	平成23年4月28日

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4 2番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)